

令和元年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 2 月 1 9 日

担当部・課：教育委員会体育振興課〔25-6471〕

|  |           |                                      |
|--|-----------|--------------------------------------|
| <b>① 件 名</b>   |           |                                      |
| 石巻市総合運動公園の供用時間の変更について  |           |                                      |
| <b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>   |           |                                      |
| <p><b>【背景】</b><br/> 石巻市総合運動公園（セイホクパーク石巻）内の石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド等の冬季（12月～3月）における供用時間については、利用団体からの要望を受け、昨年12月から試行的に、午後6時までを午後9時までに延長しているが、夜間も高い頻度で利用されている状況である。</p> <p>また、夏季（4月～11月）における公園の供用時間及び石巻トレーニングセンターを除く各施設の供用時間については、午前5時からとなっているが、早朝の時間帯の利用は非常に少ない状況であることから、見直しについて検討してきた。</p> <p><b>【目的】</b><br/> 冬季の夜間におけるスポーツ環境を整備することにより、スポーツ活動機会の充実と競技力向上を図るとともに、夏季における利用の少ない早朝時間帯の供用時間の見直しを行うもの。</p> |           |                                      |
| <b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>   |           |                                      |
| <p><b>【根拠法令】</b><br/> 都市公園法（昭和31年法律第79条）<br/> 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）<br/> 石巻市都市公園条例（平成17年石巻市条例第262号）<br/> 石巻市都市公園条例施行規則（平成17年石巻市規則第152号）</p>   |           |                                      |
| <b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>  |           |                                      |
| 平成12年  | 4月        | 市民球場、フットボール場、ふれあいグラウンド等の供用開始         |
| 30年  | 4月        | フットボールフィールド、テニスコートの供用開始              |
| 令和元年   | 11月       | 夜間延長について周辺町内会を対象とした説明会の開催、利用団体へ周知    |
|  | 12月       | 夜間延長開始（試行実施）                         |
| <b>⑤ 主な内容</b>  |           |                                      |
| <p>冬季における石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド及びテニスコートの供用終了時間について、現行の午後6時を午後9時に変更する。ただし、日曜日及び休日については、夏季においても夜間利用が少ないことを考慮し、公園と同様に午後6時までとする。</p> <p>また、夏季における公園及び石巻トレーニングセンターを除く各施設の供用開始時間について、現行の午前5時を午前7時に変更する。</p> <p>なお、大会等の開催により早朝の準備が必要な場合などは、個別に対応することとする。</p>   |           |                                      |
| <b>【公園の供用時間】</b>   |           |                                      |
| 区 分  | 変 更       | 現 行                                  |
| 4月1日～11月30日  | 午前7時～午後9時 | 午前5時～午後9時                            |
| 12月1日～3月31日  | 変更無し      | 午前7時～午後9時<br>（日曜日及び休日：<br>午前7時～午後6時） |

| 【各施設の供用時間】   |  |                                      |                                      |
|--|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 区 分  |  | 変 更                                  | 現 行                                  |
| 石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコート   | 4月 1日～<br>11月30日                                   | 午前7時～午後9時                            | 午前5時～午後9時                            |
|  | 12月 1日～<br>3月31日                                   | 午前7時～午後9時<br>(日曜日及び休日：<br>午前7時～午後6時) | 午前7時～午後6時                            |
| 石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、多目的フィールド   | 4月 1日～<br>11月30日                                   | 午前7時～日没                              | 午前5時～日没                              |
| 石巻トレーニングセンター   | 4月 1日～<br>3月31日                                    | 変更無し                                 | 午前9時～午後9時<br>(日曜日及び休日：<br>午前9時～午後5時) |
| <b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>   |  |                                      |                                      |
| <p><b>【影響・効果】</b><br/> 夏季に夜間の定期利用をしている団体に対し、冬季の夜間におけるスポーツ環境を提供することにより、一年を通じて定期利用することが可能となる。<br/> また、午前7時前の時間帯において定期利用をしている団体は1団体のみであることから、開始時間を午前7時に変更することへの影響は少ないと考えられる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b><br/> 警備委託料等で支出の増減があるほか、使用料収入の増額が見込まれる。<br/> 冬季夜間延長：警備委託料（約400千円）及び電気料（約200千円）の支出増額<br/> 使用料（照明料込で約900千円）収入の増額<br/> 早朝時間変更：警備委託料（約1,500千円）の支出減額</p> |  |                                      |                                      |
| <b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>  |  |                                      |                                      |
| <p><b>【各施設の供用時間】</b><br/> 宮城県総合運動公園 午前9時～午後9時<br/> 宮城県サッカー場 夏季：午前7時～午後6時、冬季：午前8時～午後5時<br/> 仙台市泉総合運動場 午前9時～午後9時<br/> 仙台市新田東総合運動場 午前9時～午後9時</p>  |  |                                      |                                      |
| <b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>  |  |                                      |                                      |
| 令和2年3月   | 都市公園条例施行規則の改正（令和2年4月1日施行予定）<br>利用者等への周知、ホームページへの掲載 |                                      |                                      |
| 4月1日   | 供用時間の変更  |                                      |                                      |
| <b>⑨ その他</b>   |  |                                      |                                      |
|  |  |                                      |                                      |